

開発行為等に係る消防水利の整備及び消防活動空地等の設置基準

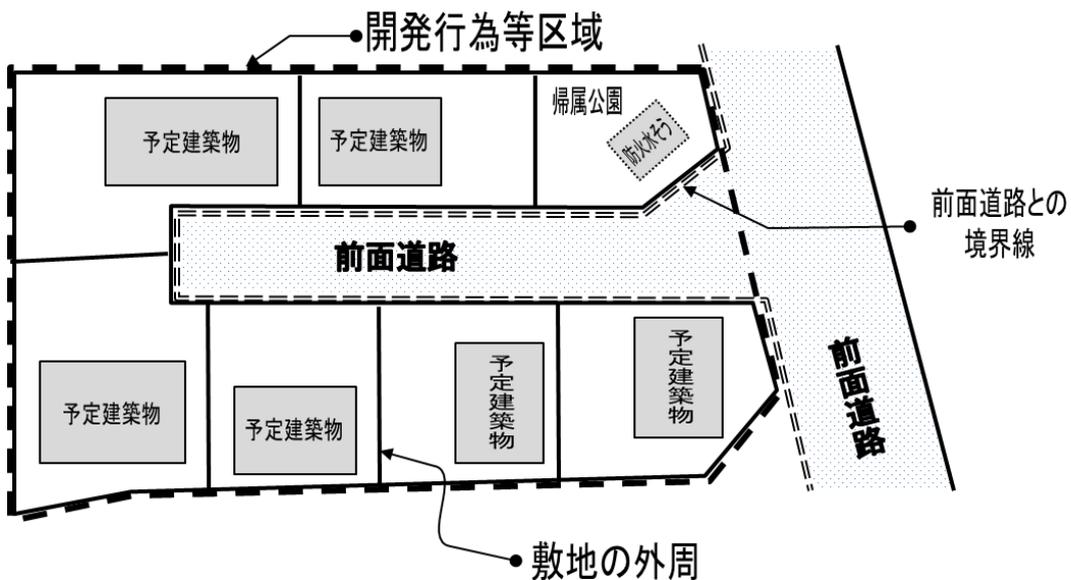
(目的)

第1条 この基準は、豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号。以下「条例」という。）に定める消防水利の整備及び消防活動空地の確保等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則（平成16年規則第43号。以下「規則」という。）別表第4の用語を次のとおり定義する。

- (1) 予定建築物とは、開発行為等区域内に新たに建築される建築物をいい、既存の建築物は含まない。
- (2) 敷地境界線とは、開発行為等区域内の各敷地の外周のことをいい、前面道路との境界線を含む。



(消防水利の整備)

第3条 消防水利の整備は、規則に定める基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 消火栓

ア 規則別表第4第1項第1号ウに規定する消防局長が消防活動上必要があると認めるときとは、開発行為等区域外の公設消防水利と開発行為等区域の間に崖、河川、鉄道その他ホース延長が困難な障害がある場合とする。

イ 栓は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものであること。

ウ 規則別表第4第1項第1号オで規定する黄色の塗色標示は、消火栓栓の周囲に幅15センチメートルの焼付け塗装とすること。

(2) 防火水槽

ア 規則別表第4第1項第2号エに規定する消防局長が消防活動上必要があると認めるときとは、開発行為等区域外の公設防火水槽と開発行為等区域の間に崖、河川、鉄道その他ホース延長が困難な障害がある場合とする。

イ 地下式防火水槽の蓋については、鋳鉄製とし、車両通行路にあっては十分な強度を有するものとする。

ウ 規則別表第4第1項第2号オ(イ)に規定する地下式防火水槽の蓋のデザインは、市に帰属する防火水槽については別図1、開発行為者等が管理するものについては別図2とする。

エ 規則別表第4第1項第2号オ(ウ)規定する取水口又は採水口の直近に掲出する標識は別図3のとおりとする。

ただし、前面道路から取水口又は採水口的位置を、容易に見とおし、識別できる場合は、この限りでない。

オ 駐車場内の設置は避けること。やむを得ない場合は取水に支障のないよう明確に区分すること。

カ 構造、材質及び強度は、消防用設備等の設置に関する運

用基準（平成19年3月30日制定）第2部第4章消防用水の基準及び消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第69号）別表第3第1の規格に適合するほか、次によること。

(ア) 防火水槽の深さは、集水ピット部分を除き地表面から4.5メートル以内とすること。

(イ) 集水ピットは次によること。

a 吸管投入孔の直下に設けること。

b 一辺の長さ60センチメートル以上又は直径60センチメートル以上かつ、深さ50センチメートル以上とすること。

(ウ) 水槽内には、給水管、排水管、電気配管等防火水槽と関係しない他用途の配管が通っていないこと。

(エ) 水槽が複数の地中梁で区画されている場合は、硬質塩化ビニル管等を使用し、次のとおり各区間に通気口、通水口及び人通口を設けること。

a 通気口は直径10センチメートル以上とし、有効水量にかからないよう各梁の上部に2箇所以上設けること。

b 通水口は直径15センチメートル以上とし、底板に接するよう各梁の下部に2箇所以上設けること。

c 人通口は1辺の長さ50センチメートル以上又は直径50センチメートル以上とし、その下端が底板から50センチメートル以下になるよう設けること。ただし、構造上設置が困難な場合は、各区画に点検用人孔を設けること。

キ 2次製品を設置する場合は、一般財団法人日本消防設備安全センター認定品とすること。

ク 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園の地下に設置する場合は、公園管理者の占用許可が得られる位置及び構造とすること。

ケ 開発行為等区域内に消防法（昭和23年法律第186

- 号) 第17条に基づき送水口を有する消防用設備等が設置される場合は、送水口から歩行距離20メートル以内に防火水槽の取水口又は採水口を配置すること。
- コ 取水口の位置については、取水口の中心から消防車の停車位置まで、おおむね5メートル以内の距離とすること。
(採水口の場合は、消防車の停車位置から、おおむね8メートル以内とすること。)
- サ 防火水槽の設置にあたっては、工事に必要な書類等を消防局長に提出し、主要工程毎に検査を受けること。
- シ 開発行為者は、規則別表第4第1項第2号カに規定する協議により、防火水槽及び防火水槽用地を市に帰属する場合は、無償とし、市に帰属する防火水槽用地については、次によること。
- (ア) 地盤面からの高さが1.8メートル以上のネットフェンスで敷地を囲うとともに、管理用出入口として幅90センチメートル以上の扉を設け、消防局長が指定する鍵で開錠できる構造とすること。
- (イ) 敷地境界は、境界杭で明示すること。
- (ウ) 敷地表面をコンクリート又はアスファルトで舗装すること。
- (エ) 敷地内には、法面及び擁壁を設けないこと。

(消防活動空地の確保)

第4条 消防活動空地の確保は、規則に定める基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 消防車両進入路

- ア 開発行為等区域の面積が10,000平方メートル以上の場合については、開発行為等区域内に2方向から容易に進入できること。
- イ 規則別表第4第2項第1号アで規定する容易に進入できるとは、門等の障害物が設けられていないことをいい、門

等が設けられている場合は、破壊錠又は消防局長が指定する鍵若しくは自動火災報知設備との連動で開錠できる構造等（以下「非常の際に外部から容易に進入できる構造」という。）でなければならない。

ウ 規則別表第4第2項第1号エ規定する消防車両進入路の幅員等は別図4のとおりとする。

エ 規則別表第4第2項第1号オで規定する常時有効に利用できるよう必要な措置とは、必要に応じて駐車禁止の標識を掲げる等の措置をいう。

オ 開発区域内に消防活動空地が2箇所以上設けられる場合については、消防車両進入路の分岐点等に消防活動空地の方向を示す標識を設置すること。

(2) はしご車が予定建築物に接塔するための空地は、次のとおりとする。

ア 規則別表第4第2項第2号ウに規定する消防活動空地の標示は別図5のとおりとする。

イ 空地の路盤面が芝等により別図5の標示が不可能な場合は、空地の直近に消防活動空地であること及び一般車両の駐車ができない旨を記載した標識を掲示すること。

ウ 空地については、予定建築物の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（以下、「建基令」という。）第126条の6に規定する非常用進入口（代替進入口でも可）が設置される面に対して設けること。

非常用進入口が設置されない場合又は、非常用進入口を有効に使用することができない場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条の3に規定する開口部に面して設けること。

エ 空地には、1平方メートルにつき196キロニュートン以上の荷重に耐える構造であっても、マンホール蓋及び側溝用グレーチング蓋等を設けないこと。

(3) 規則別表第4第2項第3号で規定する適用除外の基準は、

次のとおりとする。

ア 同項(1)又は(2)に規定する基準により難しい場合とは、消防車両進入路若しくは消防活動空地を確保できない場合又は予定建築物にはしご車接塔可能場所がない場合とする。

イ 同項で規定する消防局長が消防活動上支障がないと認めたときとは、次の(ア)又は(イ)に該当する場合をいう。

(ア) 予定建築物の出入口付近等で、消防活動が有効に実施できる箇所に非常用エレベーターが設置され、道路から当該非常用エレベーター入口まで有効幅員1メートル以上の段差のない進入経路（進入経路の途中に塀等の障害物がある場合は、有効幅員が70センチメートル以上の扉を設置し、非常の際に外部から容易に進入できる構造とすること。）（以下「消防隊進入経路」という。）が確保されていること。

(イ) 予定建築物に次のa又はbに適合する階段（以下「消防隊進入階段」という。）が、各階（消防法施行規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分）ごとに水平距離50メートル以内に1箇所以上設置され、当該階段から各階に進入する開口部（有効幅員が70センチメートル以上）が破壊錠又は自動火災報知設備との連動で開錠できる構造となっていること。

ただし、消防隊進入階段の必要数が2以上となるもので、予定建築物の全区域に消防法第17条に定める技術上の基準に従って、スプリンクラー設備が設置されているときは、1の消防隊進入階段については、a及びb以外の階段とすることができる。

a 建基令第121条の2に規定する屋外階段又は第123条第3項に規定する特別避難階段で次に適合するもの。

(a) 階段の入口が予定建築物の出入口から歩行距離
10メートル以下の位置にあるもの又は屋外から直
接進入できる構造であること。

(b) 道路から階段入口まで消防隊進入経路が確保され
ていること。

(c) 階段入口については、有効幅員を70センチメー
トル以上確保すること。

b 屋内階段で a (a) から (c) までによるほか、次
に適合するもの。

(a) 各階又は、各階の中間部分ごとに直接外気に開放
された排煙上有効な開口部(階高(天井を設けたもの
にあっては、床面から当該天井面までの高さ)の2
分1以上に開口面積、おおむね2平方メートル以
上)が確保されていること。排煙上有効な開口部の
上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下
端から天井までの高さは、30センチメートル以下
であること。

(b) 排煙上有効な開口部にルーバー等を設ける場合は、
開口率を80パーセント以上確保すること。

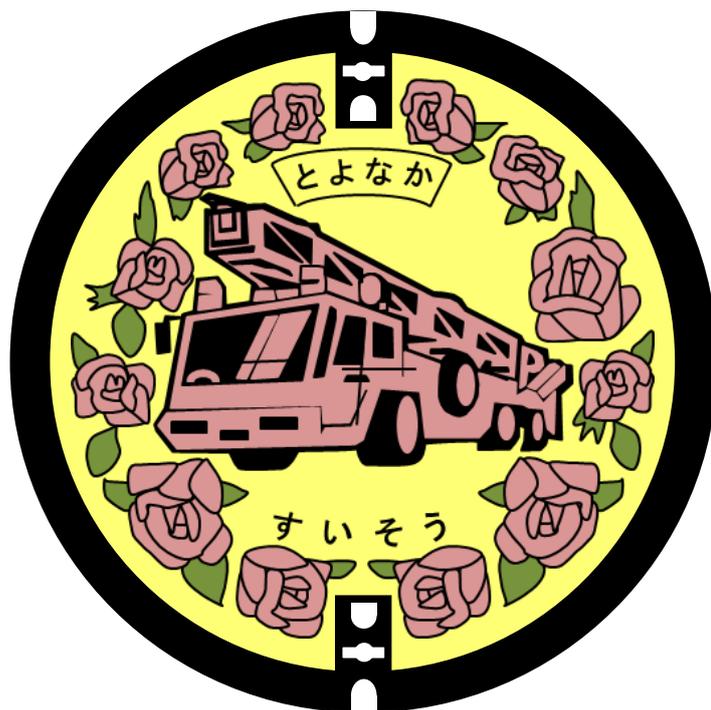
附 則 (平成29年10月23日豊消予第53号消防長通知)
この基準は、通知の日から施行する。

附 則 (平成30年3月16日豊消予第177号消防長通知)
この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月15日豊消予第194号消防長通知)
この基準は、通知の日から施行する。

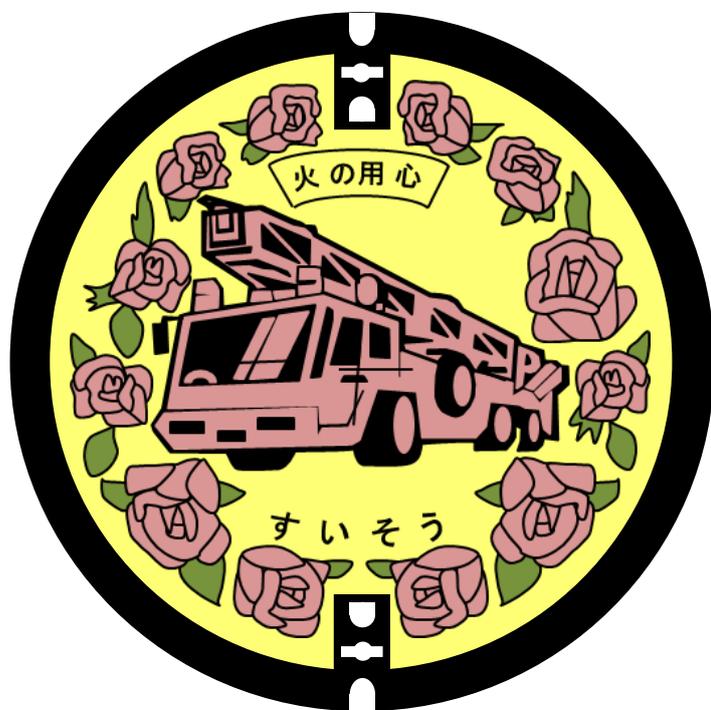
附 則 (令和2年10月13日豊消予第316号消防長通知)
この基準は、通知の日から施行する。

別図－1



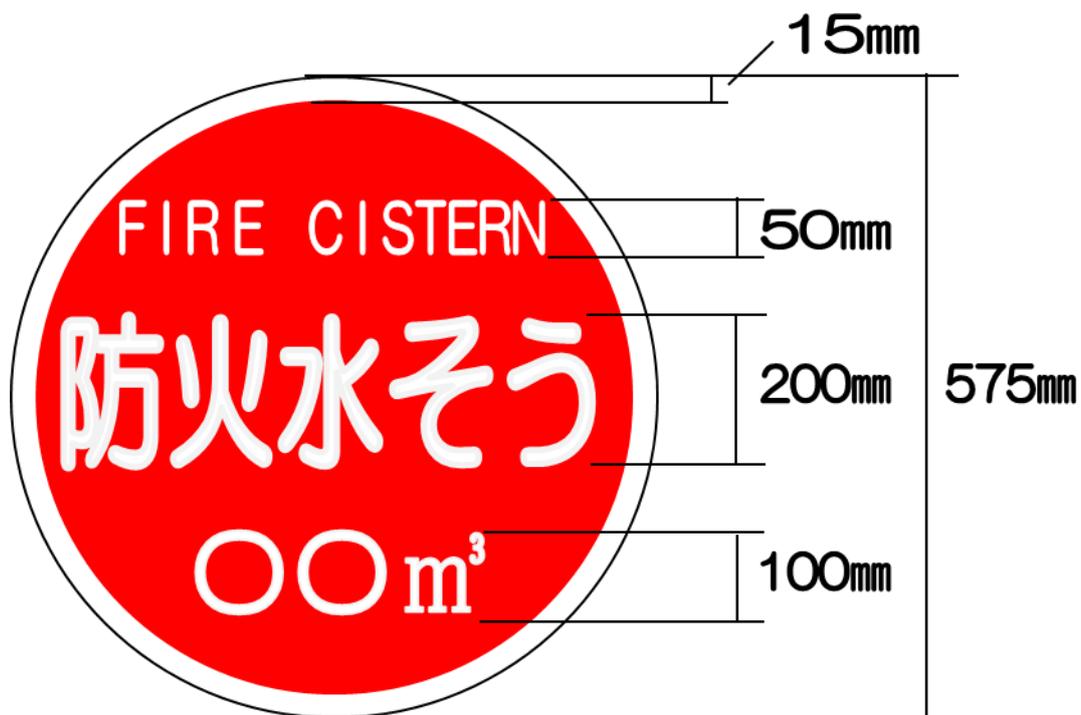
市に帰属する防火水槽
上部文字が「とよなか」

別図－2



開発行為者等が管理する防火水槽
上部文字が「火の用心」

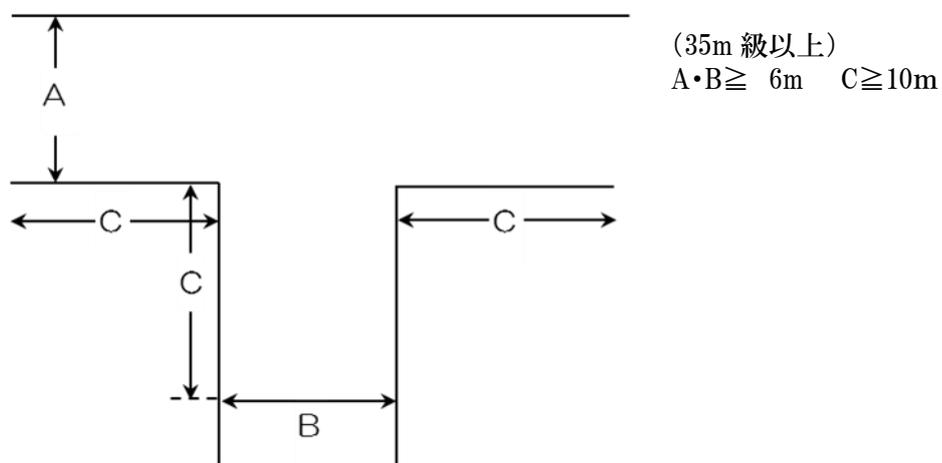
別図－3



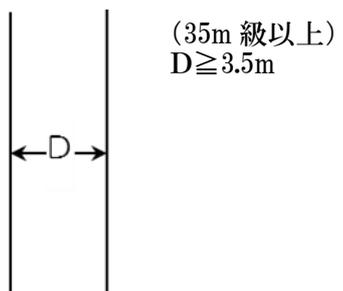
備考

- 1 文字及び縁を白色、地を赤色とする。
- 2 標識下部に容量を〇〇m³と記載する。

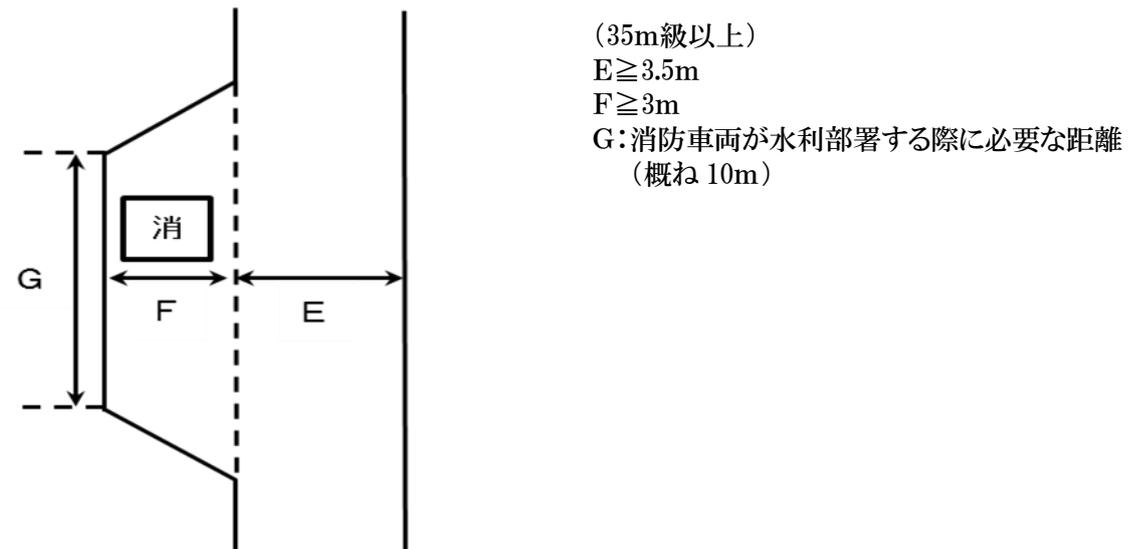
別図-4
(曲がり角付近)



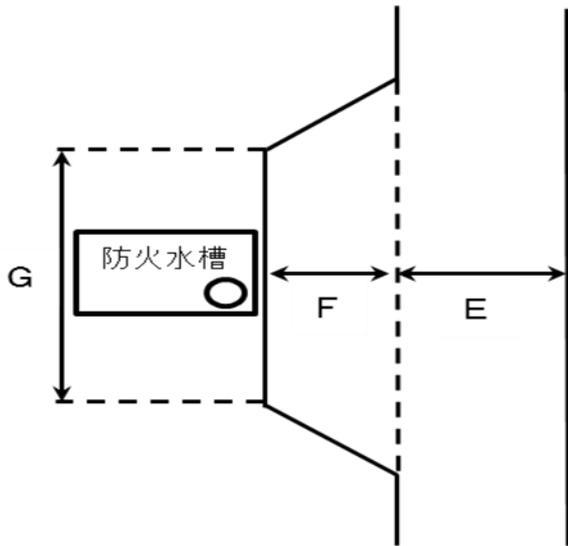
(直線部分)



(消防車両進入経路に消火栓が設置されている部分)



(消防車両進入経路に防火水槽が設置されている部分)



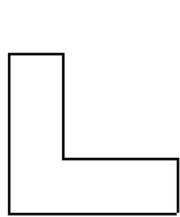
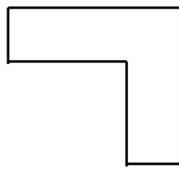
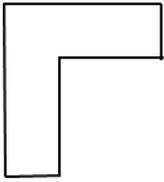
(35m級以上)

$E \geq 3.5\text{m}$

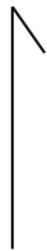
$F \geq 3\text{m}$

G: 消防車両が水利部署する際に必要な距離
(概ね 10m)

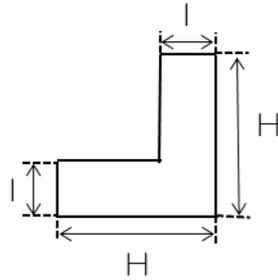
別図-5



消防活動空地



入口



$H \geq 30 \text{ cm}$ $I \geq 10 \text{ cm}$

備考

- 1 文字は、車両内から読み取ることが可能な大きさ(一文字 30 cm以上)で標示すること。
- 2 文字等のペイントは、地盤面の色と反対色にすること。